

益田市ひとづくり推進本部等設置要綱（新旧対照表）

現行	改正案
<p>益田市ひとづくり推進本部等設置要綱</p> <p>平成28年4月28日 益田市告示第95号</p> <p>第1章 総則 (設置)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2章 益田市ひとづくり推進本部 第2条から第4条まで 【略】</p> <p>第3章 ひとづくり推進委員会 第5条から第7条まで 【略】</p> <p>第4章 ひとづくり連絡会議 第8条から第10条まで 【略】</p> <p>第5章 雑則 (事務局)</p> <p>第11条 推進本部、推進委員会議の庶務は、政策企画課及び協働のひとづくり推進課において共同して処理するものとする。</p> <p>2 【略】 (補則)</p> <p>第12条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>益田市ひとづくり推進本部等設置要綱</p> <p>平成28年4月28日 益田市告示第95号</p> <p>第1章 総則 (設置)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2章 益田市ひとづくり推進本部 第2条から第4条まで 【略】</p> <p>第3章 ひとづくり推進委員会 第5条から第7条まで 【略】</p> <p>第4章 ひとづくり連絡会議 第8条から第10条まで 【略】</p> <p>第5章 雑則 (事務局)</p> <p>第11条 推進本部、推進委員会議の庶務は、政策企画課及び_____ひとづくり推進課において共同して処理するものとする。</p> <p>2 【略】 (補則)</p> <p>第12条 【略】 附 則 【略】</p>

別表第1 【略】

別表第2 (第6条関係)

委員長	協働のひとづくり推進課長
副委員長	政策企画課長
委員	連携のまちづくり推進課長、子ども福祉課長、福祉総務課長、 _____産業支援センター長、農林水産課長、観光交流課 長、学校教育課長、学力育成推進室長

別表第1 【略】

別表第2 (第6条関係)

委員長	_____ひとづくり推進課長
副委員長	政策企画課長
委員	地域振興課長 _____、子ども福祉課長、福祉総務課長、 総合支援課長、産業支援センター長、農林水産課長、観光交流 課長、学校教育課長、学力育成推進室長